

保育士等派遣業務委託仕様書

1 業務名

保育士等派遣業務委託

2 就業場所

守口市立認定こども園3園及び守口市立わかくさ・わかすぎ園のうち守口市が指定する施設（詳細は以下のとおり。）

番号	名称	位置
1	守口市立外島認定こども園	守口市外島町2番48号
2	守口市立にじいろ認定こども園	守口市藤田町1丁目57番19号
3	守口市立あおぞら認定こども園	守口市寺方元町4丁目1番8号
4	守口市立わかくさ・わかすぎ園	守口市寺方本通3丁目1番20号

※1及び2は、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園）

※3は、保育所型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の認定を受けた保育所）

※4は、児童福祉法第43条第1号の福祉型児童発達支援センター

3 業務内容

保育業務

4 派遣職員

- (1) 派遣される職員は、保育士、保育教諭又は子育て支援員のいずれかの資格を有していること。
- (2) 派遣される職員は、認可保育施設又は認可外保育施設での勤務実績が原則1年以上の者（※派遣元事業者が勤務実績を確認すること。）
- (3) 1回の派遣期間中は、同一の保育士の派遣を基本とする。

5 就業日

年末年始（12月29日から1月3日まで）及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に定められた休日を除く日のうち、指揮命令者の指定する日で、原則、週5日38時間45分とする。

6 就業時間

午前7時30分から午後7時30分までの間で派遣先施設の長が指定するシフト勤務とする。

7 時間外労働

就業時間外の労働（会議への出席を含む。）を15分単位で命じることがある。

- 8 派遣先責任者
守口市総務部人事課長
- 9 指揮命令者
各施設の長
- 10 派遣人数
予定人数 5人
なお、予定人員は変動する可能性もあるため、予定人員に変動があった場合には、市と協議の上履行するものとする。
- 11 届出事項
派遣元は、業務計画書及び派遣労働者名簿を届け出ること。
- 12 契約種別
複数単価契約
- 13 支払方法
1か月ごとの支払いとする。
- 14 契約金額
1時間当たりの契約金額は、職種ごとに予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行ったものを決定業者とし、同価格で契約が可能である者全てと契約するものとする。
- 15 支払金額
支払金額は、月の合計執行時間に契約金額（契約単価）を乗じて得た額とする。
- 16 個人情報の保護
「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）」第24条の4の規定に基づき、適正に個人情報を保護しなければならない。
- 17 その他
- (1) 土曜日は休日扱いにはならない。
 - (2) 細菌検査は採用時には派遣元が実施し、派遣開始日までに結果に関する情報を派遣先施設に提供すること。その後については、本市が実施する。
 - (3) 健康診断は、派遣元が派遣実施前に行う。
 - (4) 勤務場所までの交通費及び社会保険に付帯する費用並びに人員管理費用等の諸経費は契約金額

に含めるものとする。

- (5) 派遣された職員は、派遣された施設の休憩室、更衣室等の施設を、本市職員と同様に利用できる。
- (6) 派遣職員の自動車駐車場は確保しない。ただし、自転車等の駐輪場は利用することが出来る。
- (7) 派遣元及び派遣された職員は、就業する業務に関係のある例規（法律、政省令、本市条例、規則等）を熟知し、遵守すること。
- (8) 派遣職員が休暇を取得しようとする場合は、派遣元は、派遣職員の代替要員を派遣するよう努めることとし、休暇を取得しようとする日の前日までに配属先の施設の長に代替職員の氏名を報告すること。このとき、代替職員の派遣をした場合も、変更契約は行わない。なお、長期にわたって代替職員を派遣する場合は代替派遣期間中同一の保育士とすること。
- (9) 派遣職員の労働時間の確認は、各施設の長が行う。
- (10) 契約内容に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、派遣元と本市が協議の上決定する。